

千葉県緑区選挙管理委員会告示第1号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定するポスター掲示場を次のとおり設置した。

令和8年1月26日

千葉県緑区選挙管理委員会委員長 浅野千秋

別紙のとおり

